

## 8. 「確認書類」

- (1) 確認調書の「年齢」に記載してある 18 歳以上(高校生を除く)の被扶養者の方が対象です。  
従いまして 18 歳未満の方及び高校生は確認書類不要です。ただし、夫婦共同扶養の場合は被扶養者の年齢等にかかわらず、夫、妻それぞれの令和 6 年分の「源泉徴収票」の写し等、収入が確認できるものを提出してください。
  - (2) 学生を除く 18 歳以上の被扶養者の方は全員「令和 7 年度(令和 6 年分)所得証明書」を提出してください。
  - (3) 学生の方は収入の有無、同居・別居にかかわらず「学生証の写し」または「在学証明書」を提出してください。
  - (4) 調査票の「収入区分等」に応じた確認書類を提出してください。(自営業等による収入がある場合は、ホームページに掲載してある「自営業者の扶養認定について」を確認してください。)
  - (5) 給与収入がある方で令和 6 年の収入が 130 万円、60 歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は 180 万円、被保険者の配偶者を除く 19 歳以上 23 歳未満は 150 万円を超える場合で、人手不足による一時的な収入超過の場合はホームページに掲載してある「一時的な収入変動」に係る事業主証明を、6 年中に離職、契約変更等があつて現在は認定基準を超えていない場合は、ホームページに掲載してあるの「申立書」を提出してください。
- ※「被保険者の配偶者を除く 19 歳以上 23 歳未満は 150 万円未満」の取り扱いは 10 月 1 日から適用となります。
- ※ホームページに掲載してある「申立書」等はトップページ「新着情報」の「被扶養者の資格確認について」からリンクします。